

日本国環境省とインドネシア共和国環境省の間の
固形廃棄物、有害・毒性廃棄物管理の分野における
協力覚書
（仮訳）

日本国環境省とインドネシア共和国環境省（以後、「両者は」という。）、

両国間の既存の友好関係を強化することを望み、

持続可能な開発、特に循環型社会の形成に向けた協力を、平等と相互便益の原則に基づき推進することについての共通の関心を考慮し、

効果的な環境の保全には地球規模の協力と調整の努力が必要であること、及び環境を保全する活動は地域、国家、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」を参照し、

それぞれの国における法令に従い、

次の認識に達した。

第1節 目的

この協力覚書（以下、「協力覚書」という。）の目的は、固形廃棄物、有害・毒性廃棄物管理の能力を強化し、促進し、発展させることである。

第2節 協力の領域

協力の領域は次のとおりである。

1. 固形廃棄物
2. 有害・毒性廃棄物管理
3. 能力開発

第3節 協力の形態

指定された権限の範囲内で、両国の法令の規定に従い、両者は、次のものを含む適切な

形態により、協力を促進する。

1. 有害・毒性廃棄物の処理システムに関する実現可能性調査の実施
2. ハイレベルによる対話とパートナーシップの促進
3. 情報と専門的知識の交換
4. シンポジウム、セミナー、会議、教育、訓練、ワークショップ
5. その他、相互に決定された形態

第4節 組織

この協力覚書に基づく活動の効果的な実施を確保するため、両者は次の機関を指名し、確立する。

1. フォーカルポイントは、この協力覚書の実施に関するすべての事項について、両者の代表として活動する。インドネシア共和国環境省のフォーカルポイントは、有害・毒性物質、有害・毒性廃棄物及び国内廃棄物管理局長とする。日本国環境省のフォーカルポイントは、廃棄物・リサイクル対策部長とする。
2. 運営委員会は、ガイダンスを作成し、両者間の効果的な調整を実施するものとして、両者の代表者で構成される。

第5節 詳細文書

この協力覚書に基づく活動を促進するため、各分野における詳細な事項や、必要に応じてプログラムやプロジェクトの予算に関する決定を含む、その他の適切な事項について、詳細文書を作成することができる。

第6節 知的財産権

この協力覚書の実施により発生した知的財産については、第5節の規定に基づく文書及び両者の法令に従い、使用されるものとする。

第7節 秘密保持

1. 両者は、この協力覚書の実施期間において、相手方から受け取り又は相手方に提供した文書、情報、その他のデータにおける秘密事項について保持するものとする。
2. 本節の規定は、両者において有効である法令の規定を侵害するものではない。
3. 両者は、この協力覚書の下で相手方から受け取った秘密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しないものとする。

第8節 問題の解決

この協力覚書の実施や解釈において発生した問題については、両者の間の協議又は交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第9節 変更

この協力覚書は、両者の書面による合意により、いつでも変更できるものとする。

第10節 開始、期間及び終了

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始する。
2. この協力覚書に基づく協力は、3年間継続し、両者の合意により延長できるものとし、又はいずれかの側が終了を希望し、その日時の6ヶ月前までに書面により通告した場合には終了できるものとする。
3. この協力覚書に基づく協力の終了は、その時点で継続中のプロジェクトや活動が終了するまでの間、これらのプロジェクトや活動の期間には影響を及ぼさないものとする。

以上の証として、以下に署名した者が、この協力覚書に署名した。

英語により2部作成され、2010年10月24日、東京において署名された。

日本国環境省

インドネシア共和国環境省

松本龍
環境大臣

グスティ・ムハンマド・ハッタ
環境大臣